

発行所
五所川原市役所
385号
昭和51年10月1日
印刷 日刊民友新聞社

広報

ごしよがわら



市の人口 男 25,143人 世帯数 13,888
25,044人 女 26,901人 (昭和51年9月1日現在) 住民基本台帳から



「あすなるの家」完成 高橋城跡にヒバの博物館「あすなるの家」が完成、このほど落成式が行なわれました

九月十七日
(金)曇。
教育長室で
市史編さん、
市の鳥、市の
獣等について
小山教育長と
種々懇談中、
ひよっこり指導室の笹先生
が顔をみせ、共に五一中コ
ーラスの東北大会への出場
を喜びあう。続いて情報課
其田副主幹、財政用度課長
尾主事持参の書類を決裁し
ていたら、情報課石岡企画
担当副主幹も来室、「市経
済社会発展への基本方針及
び土地利用の基本方向」の
原案を示して検討を乞われ
たので、市の自然的社会的
特殊性について更に深い突
込みをするよう指示。
十時から市民文化会館大
ホールで昭和五十年年度市税
完納表彰式を挙行、収納率
九十七・二六％で前年度に
比して〇・二六％の上昇を
もたらした五、八八九名の
市税完納者に対し深く感謝
を申し上げる。受賞者を代
表されて、難田町納税貯蓄
組合長の吉岡岩五郎さんか
ら「自分ができうる市政へ
の協力は納税である。やる
べき事をやっただけだ」と
の金言をいただき感銘な重
みを感じる。式典を終り、

三浦、山田両課長と墓地公園建設等について、税務課土岐主事とは旅行村運営について、堀内室長、笹森秘書とは地域市民集会のその後の結果についてそれぞれ打合せの後、かねて井沼所長から強い要請のあった市立養護老人ホーム「くるみ園」に立寄り、敬老会及び誕生会に出席、ひまわり児童館園児の合唱、お母さん方の国体音頭の踊りに拍手をおくり飯詰に急行、一時のあすなるの家竣工式によるやくまにあう。高い丘をなしている高橋城跡に建てられた城構えの記念館には、勲章やモートルをつけた軍装の人や県外からもかけつけた方々でいっぱい。歴史は正に生きていたのである。
祝辞を終って青森へ急ぎ二時三十分からの自治会館別館で開かれた津軽縦貫林道促進期成同盟会総会の議長席につく。中央から奥地開発道路協会中島事務局長、青森営林局、県農林部からもご臨席くださった中で、すぐる昭和三十八年発足以来の同盟会の活動をふりかえりながら、津軽半島の総合的な地域開発の原点に立ちその中で道路の位置づけを明確にしつつ、運動の積上げを確認しあった。

市長日記

九月十七日
(金)曇。
教育長室で
市史編さん、
市の鳥、市の
獣等について
小山教育長と
種々懇談中、
ひよっこり指導室の笹先生
が顔をみせ、共に五一中
コーラスの東北大会への
出場を喜びあう。続いて
情報課其田副主幹、財政
用度課長尾主事持参の書
類を決裁していたら、情
報課石岡企画担当副主幹
も来室、「市経済社会発展
への基本方針及び土地利用
の基本方向」の原案を示し
て検討を乞われたので、市
の自然的社会的特殊性につ
いて更に深い突込みをする
よう指示。
十時から市民文化会館大
ホールで昭和五十年年度市
税完納表彰式を挙行、収納
率九十七・二六％で前年度
に比して〇・二六％の上昇
をもたらした五、八八九名
の市税完納者に対し深く感
謝を申し上げる。受賞者を
代表されて、難田町納税貯
蓄組合長の吉岡岩五郎さん
から「自分ができうる市政
への協力は納税である。やる
べき事をやっただけだ」と
の金言をいただき感銘な重
みを感じる。式典を終り、

竹中 学 道

わら焼きはやめて下さい 堆肥やわら工品に活用を

今年も秋の取り入れ時期となりましたが、稲わらは焼かないで堆肥やわら工品などに活用するよう、農家の皆さんに願います。

▼不順天候のため、今年は大幅な減収が予想されていますが、堆肥を大量に入れた水田と、全く入れなかつた水田では、収量や品質にかなりの差がでるだ



稲わらは田畑に還元しよう

ろうといわれています。これは、ふだんから堆肥を大量に入れ続けた土壌は、とくに冷害などに強いので、化学肥料だけにたよる米づくりは、非常に危険なことを示しています。

▼市民の皆さんは、わら焼きをどう思っているでしょうか。昨年、弘前大学でアンケート調査した結果によると、「わら焼きは困る」とした者が、旧市で九三%、新市でも八六%もいることがわかりました。

そして、被害内容で一番多いのは、「目がチカチカしたり涙が出る」で、「のどがヒリヒリする」、「視程障害がある」、「戸外で働けない」となっています。

このように、わら焼きは市民生活や健康面にも大きな影響を与えているため、大部分の人がやめるよう望んでいます。

▼市民の健康を公害から守り、生活環境を保全するため市公害防止条例では、著しいばい煙を発生させるわら焼きを禁じています。とくに、住家の付近や、交通の激しい道路付近では絶対やめて下さい。

市税等の納入 でお知らせ

市税等の納入機関である銀行の名称が一部変更になります。いままでどおり納められますからご利用下さい。

納入機関名は次のとおりです。
青森銀行五所川原支店、青森銀行原子支店、五所川原市農業協同組合三好支所、青森県信用組合五所川原支店、みちのく銀行五所川原支店(十月一日から)(旧弘前相互銀行五所川原支店)、津軽信用金庫五所川原支店、みちのく銀行五所川原本町支店(十月一日から)(旧青和銀行五所川原支



店)、北奥羽信用金庫七和支店、東奥信用金庫五所川原支店。

水道相談



本管(配水管)から分岐した給水管とその給水用具を給水装置と称しています。

給水装置の材料は、かなり良質のものとなっており、技工も進んでいますが、設置してから相当年数を経ている等の場合、ときには漏水をはじめ異常が発生します。この際は速やかな処置を要しますが、使用者として心得ていただきたいことについて述べます。

給水装置について、その所有権は使用者にあります。(ただしメーターは貸与品)また、管理の主体责任も使用者にあります。しかし、実際には、このことのご認識が十分でないために、トラブルが生じたりしています。

市が管理の本管も同様ですが、給水装置の異常発生は、相当年数を経たための老朽化による腐蝕が大部分で、発生件数も多く

給水装置と工事料

2 その際に工事料金として納付を要する額を提示して、使用者の了解を得るようにはかかっていません。

車輦の通行増、路面荷重の増加等による異常発生は、使用者の善良なる管理義務外のものであるので事業費用で行うことにしております。

一般的に、宅地内の給水装置の工事料は、全額使用者の費用、車道歩道にわたる部分については、その状況によって相違するものがあることに、ご留意いただきたい。

(水道課)

米寿おめでとう ソタさんらを顕彰

市老人福祉大会は、九月十四日市民文化会館におよ

そ六百人のおとしよりが出席して行なわれ、下平井町の宮西ソタさんら満八十八歳の米寿を迎えた二十五人を顕彰した。たほか、生きがいある豊かな老後を誓いあいました。



市老人福祉大会で

大会では、物故者に対し一分間の黙とうをささげたと、飯塚助役が「若い人々に愛され、親しまれるおとしよりになるよう努めましょう」とあいさつ、

米寿者に対する顕彰のあと長年在宅でねたきりの老人を介護している十四人に表彰状と記念品を手渡ししました。また、福士市議会議長らが祝辞を述べたあと、記念映画や人形劇で楽しいひとときを過しました。

顕彰された米寿者は次のとおりです。
宮西ソタ(下平井町)、鳴海与吉(橋元)、成田さよ(中平井町)、長内たみ藤本いと、鈴木幸次(以上幾世森)、藤田せん(田町)、伊藤きさ(寺町)、新谷なん(前田野目)、伊藤きん(俵元)、田中泰憲(広田)、其田念五郎(下岩

崎)、中谷あぐり、岩田キヨ(以上飯詰)、小山内豊太郎(中泉)、佐藤さな(梅田)、土岐かし(神山)勝浦よそ(野里)、石岡をわ、横島金作(以上松野木)、北川かん(毘沙門)、奈良ソヨ(田川)、福士き系(米田)、笹森そよ(水野尾)、一戸ふつ(藻川)(敬称略)

表彰された在宅ねたきり老人介護者
小野栄吉(鎌谷町)、野呂キヨ(栄町)、鰐田夕子(田川)、伊藤ツセ(原)、三上ヤエ(持子沢)、佐々木トシ(石岡)、中谷吉次郎(飯詰)、小野や系

表示と設置は許可制に

屋外の広告物

屋外広告物条例は、六月一日から施行されており、許可区域に指定された区域のなかに表示または設置されてある広告物は、十二月一日からは許可を受けなければ違反広告物の取り扱いはなりません。したがって十一月三十日までに許可を受けるようにしてください。法令または国や地方公共団体が表示、設置するもの、あるいは選挙運動のためのポスター(政治活動のためのポスターは除く)などは適用除外となっていますが、それ以外の広告物はすべて対象となります。

許可区域は、市街地の大部分を含む都市計画区域と県内の国道の沿線などです。くわしいことは五所川原土木事務所の用地課財産係へお問い合わせ下さい。許可の申請用紙やパンフレットを用意しております。



野草と野鳥の散策

トビ (ワシタカ科)

投げ、心ゆくまで遊んだものである。

「とんぴ とんぴ ころ三回まわれば にしの皮けらア」と、昔、津軽の子供たちは、みぎにしんを食べながら、その皮を空のトビに向けて

トビは上昇気流を見つけては、それにうまくのって翼を大きく広げたまま、グライダーのように滑空する。他の鳥はハト

でもカラスでも羽をばたばたさせながらとぶのにトビはほとんど翼を動かさない。上空をぐるぐる回るときでも、尾羽をちよつと曲げただけで見事に方向転換をする。

天高い中、トビの飛ぶさまは、まことにスマートでいつまでも見あげさせられてしまう私である。



1,564 人を表彰 昨年度の市税完納者

去る九月十七日市民文化会館ホールにおいて昭和五十年度の「市税完納表彰式」が行なわれました。

五十年度の市税完納者は全部で五、八八九人ですがこのうち表彰にあたる三年、五年、七年、十年、十五年、二十年の連続完納者

は一、五六四人であり、そのうちのおよそ六〇〇人の完納者が出席して、佐々木市長から表彰状と記念品が贈られました。

表彰式が終つて午後は、各地区の代表者による地区別演芸大会が催され、各地区の応援をはじめ場内からのやんやの拍手喝采により会場は最後まで熱気にあふれておりました。

生活環境

パトロール本部

住みよき環境づくりに

でんわ (5)1414

おしらせ

「合同行政相談所」開く 役所仕事で困ったことは?

十月十七日(日)から二十三日(土)までの一週間は「行政相談週間」です。当市においても、次の日程により「合同行政相談所」が開設されますので、役所の仕事に関して困ったこと、納得がいけないこと、希望することなどがありましたらお気軽にご相談下さい。相談は無料です。

関係機関が皆さんの秘密を守り、親身になって相談に応じます。

▽とき 十月二十二日(金)午前十時から午後三時まで
▽ところ 市民文化会館 第一集会所。

52年度 訓練生を募集

▷募集人員 機械(機械、仕上専攻)、電子機器、配管、板金、溶接各科25人
▷受験資格 中卒または高卒以上の学力を有する者(男女)
▷願書の受付 10月25日(月)～11月30日(火)
その他、詳しくは当校に
五所川原総合高等職業訓練校
(市内戸沢字畑林、電話⑦2024番)

「匿名でタオル」 など寄贈

九月十五日「敬老の日」に、市内の一人から市立老人ホーム「くるみ園」にタオル五十四本とたくさんアメが寄贈されました。紙上をもって厚くお礼を申し上げます。さつそく、入所者一同に支給し大変喜こんでおります。

●の手続を早く めに定額貯金

ただいま郵便局では、昭和四十九年九月二十三日以前にお預けになった定額貯金について、その利息が有利になる手続をお取り扱いしています。

手続はともにも簡単です。お手もとの定額貯金証書をお近くの郵便局の窓口か、外務員にお申しつけください。貯金証書に◎の表示をします。◎の手続きのお申し出があった日付けにかかわらず、すべて利上げの日(昭和四十九年九月二十四日)にさかのぼって再預入されたものとしてお取り扱いいたします。

この手続きのお取り扱い

「前納払込みを 簡易保険

皆さんが、せっかく今までお支払いになっていた保険料がおくれますと、その保険契約は効力を失なうこととなります。

お手許の領収帳をお調べになり、おかれている方はぜひこの際前納なさるか、団体に加入なさるか、いずれかの方法をご検討され、今月中に一カ月分でも多くお払い込み下さるようお願いいたします。

「評論家木内氏」 が講演

交通安全の講習会
交通安全対策本部(佐々木市長本部長)先催の五十一年度交通安全指導者講習会は、九月八日市民文化会館で開かれ、交通問題の評論家として知られる木内俊夫氏が交通安全について講演、出席者約二百五十人に感銘を与えました。

高橋城跡(飯詰)に新名所 「あすなろの家」完成



市内飯詰にある高橋城跡にヒバの博物館「あすなろの家」が完成した。総工費が千二百万円。二層造りで延べ約二百八十平方メートル。一階は、拝殿、大広間など。二階は、ヒバに関する諸道具類などの保存展示、高橋城にまつわる資料を陳列する会議室。四方に展望台も付設しています。

高橋城跡は、朝日左衛門尉行安の居城と伝えられ、天正十六年(一五八八年)六月、為信に攻められて落城、城主朝日左衛門尉は六月十八日城を枕に討死したといわれる。地元では、この悲劇をしのんで毎年供養祭を行ない、さる四十五年には

「赤い羽根」共同 募金に協力を

「赤い羽根」で親しまれている共同募金運動が、十月一日から一カ月間、全国

積立分譲住宅 積立者を募集(補充)

積立分譲住宅とは一定期間分譲代金の一部を積立て積立金満了時の年度に分譲住宅を譲渡するものです。これには、積立金に対する一定の利息相当額を付する

いっせいに行なわれます。この募金は、恵まれない方々や福祉施設などに使われますので、明るいまちづくりのため共同募金にご協力をお願いします。

暖かい心、善意ほどうれしいものはありません。

に登録し、随時先着登録者より実施いたします。

▽受付場所 市都市計画課
☎(5)2211番内線三四

「年末資金」 準備はお早めに

商工会議所で受け付ける無担保、無保証人の事業資金貸付制度をお知らせします。

▷貸付限度は 200万円以内。ただし運転資金は150万円以内とする。

▷融資期間は 設備資金3年以内、運転資金は2年以内

▷利率は 年7%です

▷保証人 担保は必要ありません

▷お申込みは 10月1日から商工会議所へ

▷利用の条件は 常時使用する従業員数が商業、サービス業にあっては2人以下、製造業その他にあっては5人以下の小企業者が利用できます。

そのほかの要件など、詳しくは商工会議所へお問い合わせ下さい。貸付資金に限度がありますのでお早めにお申込み下さい。

広報紙の早期配布にご協力願います

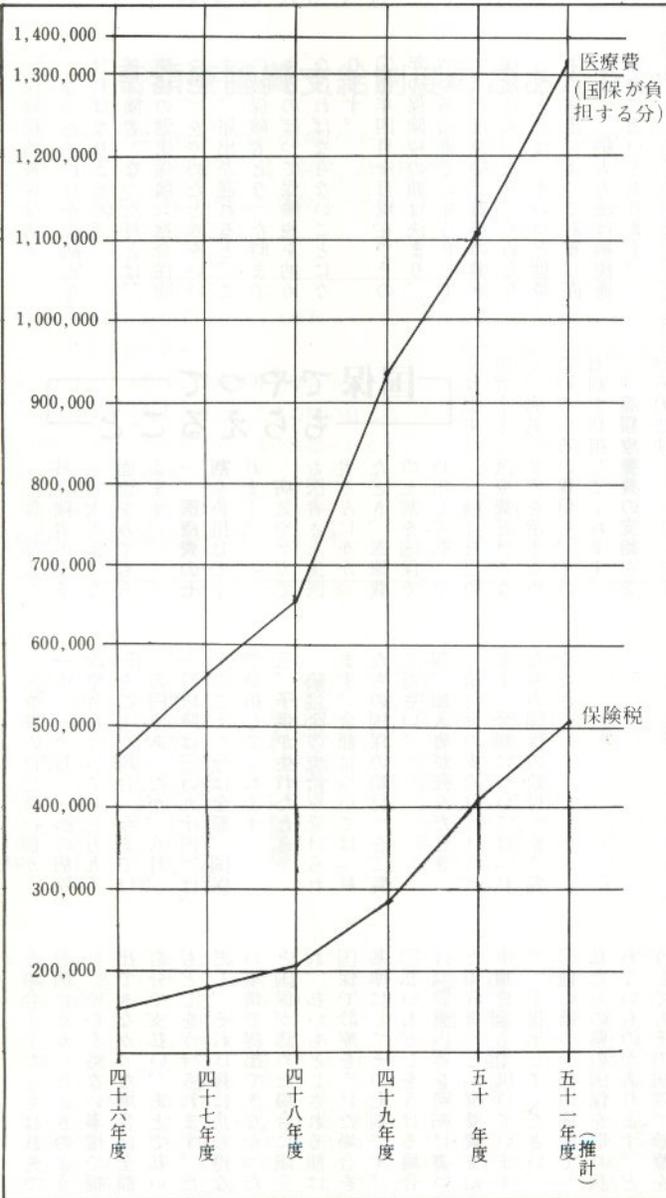
広報

ごしよがわら

国民健康 保険特集

最近の医療費と保険税の動き

みなさんが毎年度納められた保険税とみなさんが使った毎年度の医療の績との関係は次のようになっています。医療費の伸びがいかほど大きいかおわかりのことと存じます。



国保被保険者の皆さんへ 医療費の節約に協力を

平素国民健康保険の運営につきましましては多大のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。かねがねご心配いただいておりますが、相変らずの医療費増嵩のため依然窮境を脱しきれれておりません。このような場合、地方税

法では、国保税を値上げし、て補うことを示してありますが、しかし皆様方のご負担を増すような手段はなるべく避けたいと存じ苦慮している次第です。しかし、現状のまま進めば、万策つき果てるといふ事態も予想され、この際、とめどもなくふえる医療費

とそれに伴う保険税の関係など改めて皆様方のご理解をいただきたいと存じます。何とぞ国民健康保険事業の現状をご認識のうえ、このうえともご協力のほどお願い申し上げます。昭和五十一年九月 保険者

保険税は、お医者さんへ支払う医療費などを初めとし、国保を運営する重要な財源です。これに国や市町村からの補助金と合せて国保は運営されています。

ならぬ私たち被保険者自身なのです。というのは、私たちがお医者さんにかかる医療費の額が、そのまま保険税の額にはねかえってくるからです。(医療費のおおよその25%を保険税として)

保険税は高いか安いか

医療費が決定する保険税は、私たちが納めている保険税は、高いとお考えですか、安いとお考えの方も大勢いらっしゃるでしょう。高いか、安いか、実は保険税の額を決めるのは、外

これからも高くなる 「保険税」

保険税はこれから先、高くなることであつても安くなることは考えられません。というのは医療費は毎年どんどんふえてゆくことが確定だからです。

医療費がふえるのは、①人口構成の中で老人のしめ割合が急速にふえること。老人はむずかしい病気をいろいろかかえているので医療費もかさみます。②医学が進歩し、高度の内容の治療や検査がどしどし採用されるようになったこと。

③生活水準が向上し、お医者さんにかかる人がふえること、などによります。医療費がふえるにつれて、その25%をまかなう保険税も高くなるのは当然のことです。高福祉、高負担の時代がやってくるわけです。

|| 保険税 ||

その決め方、納め方
保険税は、前の年の所得と固定資産税および家族の人数などを基準に決められます。ただし、最高は十五万円までです。



※国民健康保険加入の手続や保険税のきめ方、また国民健康保険でやってもらえることなどを皆さんと一諸にいま一度「国保のころ

その家族と生活保護をうけている人以外は、みんな国民健康保険(以下国保といふ)に加入して被保険者にならなければなりません。

国保の心得

え」として知っておきましょう。

●国保に加入する人
職場の健康保険(健康保険、共済組合、船員保険など)に加入している人およびその家族と生活保護をうけている人以外は、みんな国民健康保険(以下国保といふ)に加入して被保険者にならなければなりません。

●国保に加入できない人
生活費の主な部分を、誰かから仕送りに頼っている人、加入の届出は世帯主が行ないます。そして一世帯に一枚の被保険者証が交付されます。同じ住居に住んで、家計が一しよの人は同じ世帯になります。住み込みの使用人は、雇主と別の世帯になり、それぞれ世帯主となります。

●国保には加入できません。
人、国保には加入できません。もともとこうゆう人は、その息子さんなどが加入している職場の健康保険の扶養家族として扱われるべき人です。したがって、国保の保険税を納める必要もありません。

●国保に加入できない人
生活費の主な部分を、誰かから仕送りに頼っている人、加入の届出は世帯主が行ないます。そして一世帯に一枚の被保険者証が交付されます。同じ住居に住んで、家計が一しよの人は同じ世帯になります。住み込みの使用人は、雇主と別の世帯になり、それぞれ世帯主となります。

○保険税は被保険者となつたその月から納めなければなりません。被保険者となつた月とは、職場の健康保険(社会保険など)をやめたときをいいます。届出が遅れると、この被保険者となつた時までさかのぼって保険税を納めなければならぬこととなります。

○毎年四月一日現在でその年の保険税の額は決まり、納税通知書でお知らせします。年度途中で職場の健康保険に入つたり、やめたりしたときは、そのつど世帯主の届出によって計算し直します。納入方法は納税通知書に書いてあります。

国保でもやれること

国保に加入し、被保険者となること、次のような面倒をみてもらえます。

- 一、医療費の七割を負担してくれます。
- 二、高額療養費の支給を受けます。
- 三、子供が生まれたときお医者さんや歯医者さんにかつたとき、医療費の七割を国保で負担して払ってくれます。
- 四、加入者が死んだときお医者さんや歯医者さんにかつたとき、医療費の七割を国保で負担して払ってくれます。

医療費の自己負担額が、一人、一カ月、一つの病院、診療所について、三万九千円をこえた場合(今までは三万円であつたが、八月、一日以降は三万九千円)は、そのこえた分は全額、国保で負担してくれます。

お医者さんの かかり方

国保でお医者さん、歯医者に掛かる場合は、必ず保険証を提出し、必ず診療所へ提出し、診療を受ける必要があります。

保険証を提出しない場合は全額自己負担になります。○保険証を提出できない場合……たとえば旅先で急病にかつたときのように、やむを得ない事情で提出できなかった場合は全額自分で支払い、あとで払い戻しをうけます。ただし、それは真に止むを得ない事情で提出できなかったと国保が認めた場合に限り、払い戻しされる額は国保で診療を受けた場合を基準にしてその七割です。



○払い戻しをうける場合は「診療内容を明細に書いた領収書」と「療養費支給申請書(市で供いています)」を提出してください。

○他の県の一部の病院で、私たちの県の国保を取り扱わないものがあります。どうしてもその病院で診療をうけねばならないときは、あらかじめ国保係の窓口にご相談ください。

こんなとき世帯主は必ず届出を=14日以内に

世帯主は、自分の世帯に属する被保険者の資格に異動のあった時(他の健康保険に入った時、他の健康保険をやめた時、他市町村へ転出してきた時、転入してきた時、新たに生れた時、死亡した時)は必ず14日以内に届出をしなければなりません

	国保にはいる場合			国保をやめる場合			その他						
届出をしない場合	転入してきたとき	保険をやめた健康保険等	子供が生れたとき	生活保護をうけたとき	職出するとき	職場の健康保険をやめたとき	死亡したとき	つたとき	市町村内で住居がかわったとき	世帯主や氏名がかわったとき	世帯をわけたとき	保険証をなくしたとき	高額療養費の支給申請するとき
持参するもの	印かん	印かん、職場の健康保険をやめた証明書	印かん、母子手帳、被保険者証	印かん、保護停止通知書	印かん、被保険者証	印かん、被保険者証	印かん、被保険者証	印かん、被保険者証	印かん、被保険者証	印かん、被保険者証	印かん、被保険者証	印かん	領収書(月毎のもの)、印かん、被保険者証
受付場所	市役所窓口サービス課2階①~③			窓口サービス課2階①~③			窓口サービス課2階①~③			健康年金課⑧			

払いもどしを受けられる場合

次のような場合は、かかった費用の七割が国保から払いもどされます。

- ① つきそい看護料……基準看護の病院以外の所へ入院し、病状が悪い、手術後、起き上がれない、身のまわりのことができない、などの場合、つきそい看護婦
- ② 輸血、コルセットの費用……輸血の生血代やコルセット、ギプス代はあとで七割が払いもどされます。これら
- ③ 柔道整復師の施術代……七割の払いもどしをうける場合と三割自己負担し七割の現物給付をうける場合とがあります。
- ④ 移送費……重病者の入院、転院などの車代も国保の承認があった場合はその七割が払いもどされます(左表参照)

高額療養費支給制度のごあんない

自己負担の限度額が3万円(現行)から、3万9千円(8月診療分から)に引き上げられました。同じ人が同一病院、診療所でお医者さんにかかって、1ヶ月に3万9千円以上を自己負担した場合は、その3万9千円をこえた額は全額、国保が負担して、あとで払いもどします。

- *自己負担額3万9千円の中には差額ベット代などは含まれません。
- *1ヶ月というのは、暦月計算で毎月1日から月の終りまでを1ヶ月としてその間の自己負担額が3万9千円をこえた場合に限られます。
- *二つの病院へ同時にかかっている場合、両方を合算することはしません。
- *入院、通院、歯科は別計算になります。

- *総合病院の各診療科は、別計算、ただし、入院患者が歯科以外の他の科の診療を受けたときは合算します。
- 健康年金課国保係の窓口(8番)でうけつけます。印鑑、保険者証、月毎の支払った領収書を持参してください。申請から支給までは日数がかかります。

保険証

保険証(正しくは被保険者証)は国保の被保険者である証明書であると共に、診療をうけるときの診療券の役目も果たすものです。大切に扱いましょう。お医者さん

- 保険証の取り扱い。内容をよく読み、被保険者名など間違いがないか確認しておく。
- 診療がすんだら必ず手元に保管する。
- 資格を失ったら必ず返す。
- 粉失したり、被いてしまったような場合はすぐ国保係へ届出する。
- 保険証を不正に使用した場合、使用した者は、刑法により罰せられます。
- 破傷風、狂犬病については、発生のおそれがある場合には認められ、しかし、百日咳は、患者と接触のある人には認められません。
- 美容のための整形手術
- 正常な妊娠や、正常なお産
- 経済的な理由による人工妊娠中絶と避妊手術
- 病気やケガをしても使えない場合
- 犯罪をおかして病気やケガをしたとき。
- 麻薬中毒、自殺など、自分で故意にした病気やケガ
- ケンカ、泥酔など、ひどい不行跡のための病気やケガ

保険証を提出すること

診察を受けるときは、窓口で必ず保険証を提出して下さい。

保険証を提出しないで、保険のみでくれということは、定期券を忘れて電車に乗せてくれということと同じです。老人医療や乳児、心身障害医療を受給の方は、その医療証も一緒に提出して下さい。

保険で受けられない診療

- 次のような場合は、国保の診療は認められません。病気がみなされない場合
- 健康診断を目的とする診断と検査
- 予防注射と予防接種

